

	(H28)苦情1
申出人	A
申出日	平成28年6月23日
実施機関	知事 (政策法務課)
苦情の要旨	(1)政策法務課の職員が、情報公開について、千葉県職員から相談があったら相談に応じて助言や協力等を行うが、千葉県民からの相談には応じず、助言や協力等を行わない旨電話で回答した。 (2)千葉県情報公開・個人情報センターは、千葉県職員からだけでなく、千葉県民からの相談にも応じて、千葉県職員に対して全く同様に助言や協力等を行うべきである。
調査委員	末吉委員 大田委員
調査状況	H28.8.1 実施機関及び苦情申出人への書面調査
審議状況	H28.10.3
処理	H28.10.31
処理結果等	苦情申出人は、政策法務課の職員が県民(苦情申出人)からの相談には応じず、助言や協力を行わない旨回答したと主張しているが、政策法務課の職員がそのような回答をした事実は認められず、本事業においては、職員は、関係する機関に直接問合わせるよう苦情申出人に促したことが認められるから、職員の対応に不適切な点は認められない。

	(H28)苦情2
申出人	A
申出日	平成28年6月26日
実施機関	知事 (政策法務課・精神保健福祉センター)
苦情の要旨	<p>①実施機関は、対象文書が保存期間内であるにもかかわらず廃棄した場合に、その旨を開示請求者に直ちに電話等で連絡するなど適切に対処したうえでその旨を記載した公印付きの文書を開示請求者に速達の手留で発送し、通知書における開示しない理由の欄もその旨を記載することとすべきである。</p> <p>②実施機関は、千葉県情報公開条例第13条2項の規定を遵守、再発防止策を講じてその内容及び結果を公表すべきである。</p> <p>③実施機関は、決定がでたら、遅くともその翌日には決定通知を開示請求者に発送すべきである。</p> <p>④文書の移管状況を示す行政文書は永年で保存すべきである。</p> <p>⑤重要な文書はもとより、行政文書を廃棄した場合には、廃棄者、廃棄文書の名称及び性質並びに作成者および作成年月日、廃棄方法、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄の根拠規則・法令等を明文化して長期保存すべきである。</p> <p>⑥実施機関は、文書廃棄による不存在の場合に、通知書における開示しない理由欄には、保存期間満了による廃棄なのか、保存期間内の誤廃棄なのか等を記載すべきである。</p> <p>⑦行政不服審査法の規定する救済の迅速性を確保するために、審査会の開催日数及び委員を増加すべきである。</p>
調査委員	末吉委員 大田委員
調査状況	H28.8.2 実施機関1(精神保健福祉センター)への書面調査 H28.8.19 実施機関2(政策法務課)への書面調査
審議状況	H28.10.3
処理	H28.10.31
処理結果等	<p>千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営に関する意見については、条例第27条の2第2項に基づき、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴取するので、上記①～⑦の主張のうち意見を述べたと思われる部分は、本件苦情としては取り扱わない。</p> <p>本件苦情は、具体的な事案についての苦情というよりは、制度についての意見が主なものであるが、</p> <p>ア 本件決定後、本件決定通知書の送付までに7日間を要したことについて</p> <p>同時期に苦情申出人が別途開示請求を行っており、当該請求に対する決定通知書と併せて送付しようとしたため、本件決定通知書の送付が遅延してしまった。</p> <p>確かに同一の送付先にまとめて郵便物を送付することは、郵便費用の軽減等、事務処理上一定の理由はあると言える。しかしながら、実施機関の都合のみで苦情申出人に発送をまとめて行うことを確認せず、結果として7日間も本件決定通知書を留め置いた事務処理は不適切であり、本件決定通知書の送付が遅延したことについて、合理的な理由があったとは言えない。</p> <p>イ 不開示決定通知書の「開示しない理由」欄の記載について</p> <p>本件苦情は不開示決定通知書の理由の付記の適否に関する苦情であり、理由の付記の適否については、本件決定の妥当性ととも異議申立てを行うことができることから、条例第27条の2第3項第2号に該当する。また本件決定については、既に異議申立てが行われ審査会に諮問されていることから同項第1号に重ねて該当する。</p> <p>そうすると、当該理由の付記の適否は、本件決定の妥当性ととも、審査会の審理により判断される性質のものであることから、苦情の申出に応ずることはできない。</p>

	(H28)苦情3
申出人	A
申出日	平成28年7月16日
実施 機関	知事 (障害福祉課)
苦情の 要旨	審査会が不服申立人に対して意見書の提出について1か月の期限を設定しているため、行政と市民との公平を担保する観点からも、実施機関担当課に対しても今後は不服申立人同様に1か月以内に審査会に理由説明書を提出させるよう求める。
調査 委員	末吉委員 大田委員
調査 状況	—
審議 状況	H28.10.3
処理	H28.10.31
処理 結果等	<p>ア 苦情申出人は、審査会が不服申立人に対して意見書の提出について1か月の期限を設定しているのだから、実施機関に対しても今後は不服申立人同様に1か月以内に審査会に理由説明書を提出させるよう求めると主張する。</p> <p>イ 審査会に対する意見書等の提出に関する事務は、審査会の専管事項であり、意見書等を求める期間をどの程度にするかは審査会の裁量に属するものである(千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領)。</p> <p>ウ 以上のことから本件苦情は審査会の調査権限についての苦情であると認められ、条例第27条の2第3項第1号に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>

	(H28)苦情4
申出人	A
申出日	平成28年8月28日
実施機関	知事 (障害福祉課)
苦情の要旨	全ての実施機関担当課は、行政不服審査請求があれば、速やかに、行政不服審査会に諮問せよ。
調査委員	橋本委員 桑波田委員
調査状況	H28.12.13 実施機関への書面調査
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.13
処理結果等	<p>開示決定等に対する異議申立てについては、条例第20条第1項において速やかに審査会に諮問しなければならない旨規定されており、また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第5の4(2)において、「異議申立書を受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とする。諮問までに90日を超えた事案については、その理由等を年1回公表する。」と規定されている。</p> <p>本事案で審査会に対する諮問が遅れたことについて、実施機関は苦情申出人の複数件の異議申立てに対し順番に対応していたこと、また、関連する行政文書が著しく大量で見直しに時間を要したことを理由としている。</p> <p>本事案のように特定の課室に対し、大量の対象行政文書の開示決定等に対する異議申立てが複数件なされた場合、当該異議申立ての処理に時間を要することは否定できない。本事案においては、特定の課室において計4件の未諮問事案があり、その中には、開示決定等を見直し、当該決定を一部取り消して再度開示決定等を行ったものや、当該異議申立てに係る大量の対象行政文書の見直しに時間を要した事案があると認められ、そのような事情を考慮すると、当該異議申立ての処理が特定の課室の業務をある程度圧迫していたといえる。</p> <p>しかし、そのような事情を考慮しても、本事案の異議申立てから諮問までに約9ヶ月を要しているということは、条例及び要綱で想定される期間の範囲を著しく超過していると言わざるを得ず、実施機関の事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。</p>

	(H28)苦情5
申出人	A
申出日	平成28年9月3日
実施機関	知事 (政策法務課)
苦情の要旨	<p>千葉県情報公開・個人情報センター職員を含む千葉県職員は、主権者が千葉県の情報公開の運用等を改善するよう意見した場合に、意見に対しての回答をするか否かを電話または文書により回答するか否かを検討しているため回答できないなどという迂遠で狡猾な対応をしてはならない。</p> <p>センター職員を含む千葉県職員は、主権者が千葉県の情報公開の運用等の改善・改革に意見したことに対しては、真摯に対応し、回答や説明を求められたら、回答が出次第遅滞なく回答すべきであり、検討方法により比較的長期を要することに決まったときは、その検討方法に決まった旨、長期を要する理由及び長期を要してまでもあえてその方法により検討しなければならない根拠等を当該主権者に文書または口頭により知らせるように求める。</p>
調査委員	佐野委員 上谷委員
調査状況	—
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.13
処理結果等	<p>本件苦情は、苦情処理調査部会の事務処理に対する苦情であり、条例第27条の2第3項に規定の「実施機関の情報公開に係る事務」に対する苦情ではないため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>

	(H28)苦情6
申出人	B
申出日	平成28年9月27日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)
苦情の要旨	<p>(1)実施機関は条例第13条に規定する速やかな開示義務に反し、開示を遅延させているので是正するよう苦情を申し入れる。</p> <p>(2)実施機関は、本件決定を行った行政文書の開示については条例第13条第1項の30日の期間を超え、第2項の60日の期間を超えた開示日時を指定しており、実質的に開示延長決定を迂回した開示延長である。</p> <p>当然のこととして実施機関は条例第13条の規定を知っており、本件開示日時の指定は、速やかな開示を定めた条例に対し故意に計画的に違反する行為である。</p> <p>すでに、本年〇〇月中は他実施機関の開示が予定されており、本件部分開示は遅くとも〇〇月上旬になされるべきである。</p>
調査委員	佐野委員 上谷委員
調査状況	H28.12.12 実施機関への書面調査
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.2
処理結果等	<p>開示日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。</p> <p>そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量の範囲を超え、違法となる場合があると思料される。</p> <p>苦情申出人が、指定された開示日時を都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。</p> <p>また、苦情申出人は本件決定の開示は遅くとも〇〇月上旬に行われるべきであると主張しているが、実施機関によれば、同月中に開示日時を指定しなかったことについては、同月に苦情申出人が別途行った異議申立てに係る口頭意見陳述を実施する予定であったため、当該日時と同じ日にならないよう考慮したためと説明する。</p> <p>これは、苦情申出人が口頭意見陳述の日時の変更を希望した場合にも柔軟に対応できるよう苦情申出人の利便性を配慮してのことであり、苦情申出人から事前にそのような要望があったわけではないものの、この考え方は一定の合理性があると認められる。</p> <p>以上の点を総合的に判断すれば、実施機関が指定した開示日時が結果として本件決定の日から2か月以上先の日時となったが、実施機関の事務処理が不適切とまでは言えない。</p> <p>しかしながら情報公開制度の趣旨を鑑みれば、できるかぎり速やかな開示の実施が望ましいものであり、事前に特段の合意がある場合を除き、今後実施機関はその点を踏まえ開示日時を指定することが求められる。</p> <p>なお、円滑な開示の実施には実施機関と開示請求者が互いに協力することが不可欠ことから、実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう対応に努められたい。</p>

	(H28)苦情7
申出人	B
申出日	平成28年10月4日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)
苦情の要旨	<p>(1)実施機関は条例第13条に規定する速やかな開示義務に反し、開示を遅延させているので是正するよう苦情を申し入れる。</p> <p>(2)条例第13条第1項の30日の期間を超え、第2項の60日の期間を超えた開示日時を指定しており、実質的に開示延長決定を迂回した開示延長である。</p> <p>今回の部分開示決定は、苦情を伝えた〇〇日以降〇〇日に行われており、センター職員も教育庁が行う条例第13条違反に加担し、千葉県の組織ぐるみでかかる不当行為を行っているとは判断せざるを得ない。</p>
調査委員	佐野委員 上谷委員
調査状況	H28.12.12 実施機関への書面調査
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.2
処理結果等	<p>開示日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。</p> <p>そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量の範囲を超え、違法となる場合があると思料される。</p> <p>苦情申出人が、指定された開示日時を都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。</p> <p>また、苦情申出人は本件決定の開示は遅くとも〇〇月に行われるべきであると主張しているが、実施機関によれば、同月中に開示日時を指定しなかったことについては、同月に苦情申出人が別途行った異議申立てに係る口頭意見陳述を実施する予定であったため、当該日時と同じ日にならないよう考慮したためと説明する。</p> <p>これは、苦情申出人が口頭意見陳述の日時の変更を希望した場合にも柔軟に対応できるよう苦情申出人の利便性を配慮してのことであり、苦情申出人から事前にそのような要望があったわけではないものの、この考え方は一定の合理性があると認められる。</p> <p>以上の点を総合的に判断すれば、実施機関が指定した開示日時が結果として本件決定の日から2か月以上先の日時となったが、実施機関の事務処理が不適切とまでは言えない。</p> <p>しかしながら情報公開制度の趣旨を鑑みれば、できるかぎり速やかな開示の実施が望ましいものであり、事前に特段の合意がある場合を除き、今後実施機関はその点を踏まえ開示日時を指定することが求められる。</p> <p>なお、円滑な開示の実施には実施機関と開示請求者が互いに協力することが不可欠ことから、実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう対応に努められたい。</p>

	(H28)苦情8
申出人	A
申出日	平成28年10月12日
実施機関	知事 病院局 (政策法務課) (救急医療センター)
苦情の要旨	<p>ア 今後も、特定漏れや不開示部分に係る審査請求があった際に、審査庁により新たな文書の特定や不開示部分の一部が開示される場合には、審査会の答申を待つまでもなく再処分を行い、文書を開示すべきである。</p> <p>イ 審査庁において審査請求が全部認容されなかった場合、当該審査請求は認容されなかった部分に限り継続される。よって当該審査請求について審査会に諮問をされないのは不当である。</p> <p>ウ 理由付記の瑕疵により、審査請求に係る処分が取り消されたとしても、文書の特定や不開示部分等について争いが続いている以上、審査請求を継続すべきである。</p> <p>エ 本事案及び類似事案が行政不服審査法第18条第1項の「正当な理由があるとき」に当たるかどうかを明らかにすべきである。</p> <p>オ 教示に不備のある開示決定等の通知書に教示文を追加するのであれば、可及的速やかに教示文を追加すべきである。</p> <p>カ 行政不服審査法第18条第1項の保障する審査請求期間を短縮させることと同様の効果を生じさせることにより、審査請求権を侵害してはならない。</p> <p>キ 審査請求のうち審査庁により認容されなかった部分への審査請求が継続されない旨を審査請求人へ開示決定等の通知書の備考欄等で直ちに知らせるべきである。</p>
調査委員	橋本委員 桑波田委員
調査状況	H28.12.13 実施機関1(千葉県病院局長)への書面調査 H29.1.16 実施機関2(千葉県知事)への書面調査
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.13
処理結果等	<p>上記アの苦情は、県の情報公開制度に関する意見であり、上記ウ、エ及びカの苦情は、条例第27条の2第3項第3号「開示決定等について行政不服審査法による審査請求をした場合における当該審査請求に係る苦情」に該当し、苦情処理調査部会では取り扱わない。</p> <p>ア 上記イの苦情について 実施機関1は、審査請求が不適法なものであると判断したため、審査請求を却下している。 条例第21条第1項第1号の規定により、審査請求が不適法であり、却下する場合には審査会への諮問は要しないとされていることから、第1審査請求を諮問しなかったことについて、実施機関1の事務処理に不適切な点は認められない。</p> <p>イ 上記オの苦情について 実施機関1が、通知書に教示文を付記しなかった事務処理及び第2処分を行ってから本件通知を送付するまでに約40日を要したことは、当該事務処理が著しく遅延していると言わざるを得ず、不適切であった。</p> <p>ウ 上記キの苦情について 審査請求を行う者は、必ずしも行政不服審査制度に精通しているとはいえない。そのため、上記の事項を苦情申出人に対して通知等を行わなかった千葉県病院局の事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。 実施機関2においては、実施機関1に対して上記の事項について助言を行わなかったことについて、事務処理に不適切な点があったとまでは認められないが、情報公開事務の所管課として、今後、審査請求人の取るべき対応等も考慮した上で、実施機関に対して指導助言を行うよう努められたい。</p>

	(H28)苦情9
申出人	A
申出日	平成28年10月26日
実施機関	病院局 (精神科医療センター)
苦情の要旨	<p>(1) 苦情申出人が受け取った本件決定通知書には、千葉県精神科医療センター30周年記念誌(以下「記念誌」という。)が存在する旨や記念誌が情報公開の対象にならない旨やその理由・根拠法令等が何ら記載されていないかった。</p> <p>苦情申出人は、実施機関に問い合わせをしたところ、記念誌は、千葉県立中央図書館に所蔵されることが決まっているため、情報公開の対象にはならない旨の回答を得た。</p> <p>(2) 本件決定では、何という名称の文書がどういう理由でどの条文に該当するとして記念誌が情報公開の対象とならなかったかが、何ら記載されておらず、審査請求後の弁明書においてさえ全く明らかになっていない。</p> <p>本件や本件同様の件では、如何なる実施機関担当課も、何という名称の文書がどういう理由でどの条文(条例第2条第2項のどの号か、条例第18条のどの項か、または、条例第2条第2項に該当するか第18条に該当するか第32条に該当するか等)に該当するかを決定通知書に明示したうえで、却下通知や不開示通知等をすべきである。</p>
調査委員	佐野委員 上谷委員
調査状況	—
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.13
処理結果等	<p>(1) 本件苦情について</p> <p>本件苦情は、以下の趣旨であると解される。</p> <p>ア 記念誌が本件請求の対象とならない理由が本件決定通知書に記載がなかったこと</p> <p>イ 記念誌が開示請求の対象とならない理由を記載した不開示決定通知書を送付しなかったこと</p> <p>(2) 苦情処理調査部会の判断</p> <p>ア 記念誌が本件請求の対象とならない理由が本件決定通知書に記載がなかったことについて</p> <p>開示決定における理由の付記の適否は、本件決定の妥当性ととも、審査会の審理により判断される性質のものであることから、苦情の申出には応ずることはできない。</p> <p>イ 記念誌が開示請求の対象とならない理由を記載した不開示決定通知書を送付しなかったことについて</p> <p>当該対象文書の特定の適否は、本件決定の妥当性ととも、審査会の審理により判断される性質のものであることから、苦情の申出には応ずることはできない。</p>

	(H28)苦情10
申出人	C
申出日	平成28年11月7日
実施機関	議会 (県議会事務局)
苦情の要旨	<p>(1) 議会条例により、政務活動費に関する一部文書は、閲覧場所において閲覧できる。 ○月○日、閲覧した「現地調査又は先進地視察実施報告書」には黒塗りが多用され、担当者の説明によると黒塗りは、個人情報保護のためであるとのことであった。黒塗り箇所が在外日本国大使、一等書記官名などであることが黒塗り箇所の前後の文言から判読できたので、訂正しないのかと申し入れたが拒否された。 このため、異議申立てを行う旨表明したところ、当該の文書は開示決定文書ではないので、異議申立ては受け付けない。 また、当該文書に対しての開示請求も、議会条例第19条第1項の規定により受け付けないと教示された。 ○月○日、公文書開示請求をむりやり提出したが、受付印を領収できなかった。 ○月○日付け公開条例第19条第1項を適用し、開示に応じられない旨不開示決定を受けた。閲覧してから取扱いの不当性を指摘し、改善を要求する話合いを複数回行ったが、改善されなかった。この措置により、開示決定文書に対する異議申立てを封じられたことになり、公開条例の目的、情報公開の推進に反する不当な取扱いである。 千葉県政務活動費に関する開示文書・閲覧文書で黒塗りを濫用し、在外日本国大使、一等書記官名ほかを、個人情報として黒塗りにしたほか、個人情報保護に関する規定の認識を誤っていることは、公開条例の根幹にかかわるゆゆしき事態である。</p> <p>(2) 今回の誤った措置を早急に訂正し、さらには、情報公開制度について、議員及び実施機関事務局職員に対して、講習会の受講など改善措置を行うよう求める。</p>
調査委員	橋本委員 桑波田委員
調査状況	H28.12.12 議会への書面調査
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.2
処理結果等	<p>(1) 本件苦情は、要約すると以下のとおりである。 ア 閲覧文書について、本来マスキングすべきでない公務員の氏名がマスキングされていたため、実施機関事務局に訂正を申し入れたが拒否をされた。 イ 政務活動費に関する文書は情報公開請求の対象文書ではなく、開示制度による開示を拒否されたため、異議申立ての機会を封じられた。 ウ 閲覧文書によりマスキング箇所の取扱いが異なると主張した上で、議員及び実施機関事務局職員においては、情報公開制度の理解が進んでおらず、研修等を実施すべきである。 なお、上記ウについては、実施機関の情報公開制度に係る事務(研修の実施)に関する意見である。 千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営に関する意見については、議会条例第28条の2第2項に基づき、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴取するので、上記アからウの主張のうち意見を述べたと思われるウについては、本件苦情としては取り扱わない。</p> <p>(2) 苦情処理調査部会の判断 ア 上記(1)アについて 実施機関事務局の説明によると、苦情申出人の当該申し入れについては、誤りを訂正した上、その旨を苦情申出人に伝えてあるとのことである。当初閲覧に供されていた際にマスキングされていたことについては適切とはいえないが、すぐに訂正をした事務処理は適正な対応といえる。 苦情申出人のマスキングに関する苦情の主な点は訂正を拒否されたことにあると思料されることから、この点における実施機関の事務処理に不適正な点はない。 なお、マスキングについては、決裁を行うことにしたとのことであるので、今後もより慎重に開示不開示の判断を行うよう努められたい。 イ 上記(1)イについて 本件不開示決定通知書を見分したところ、千葉県議会議長に対して審査請求が出来る旨の教示がなされていた。 よって、本件不開示決定については、審査請求ができたものであり、その旨の教示もされているので、異議申立ての機会を封じられたという苦情申出人の主張は認められない。 ウ 実施機関事務局の説明によると、上記イ(イ)の制度上の理解をしていたとのことであるが、苦情申出人が閲覧による公開を請求していたことから適用除外となる旨話したものである。苦情申出人が異議申立てをできない旨申立てていたことを考えれば、写しの交付の方法による開示請求であれば可能である旨説明することが望ましかった。</p>

	(28)苦情11
申出人	B
申出日	平成28年12月27日
実施機関	教育委員会 (松戸南高校)
苦情の要旨	<p>(1)千葉県教育委員会教育長が行った「口頭による意見の陳述の実施について」(通知)(松南第〇〇〇号-1/平成28年〇〇月〇〇日)は、当方に2016年〇〇月〇〇日午後〇時ごろ送達された。この通知において教育長は、翌日〇〇月〇〇日午前〇時より意見陳述を実施することを通知した。対応できるはずがない。</p> <p>(2)当方は本件意見陳述に係って、たびたび提起された日時では対応困難なことを具体的に明確に伝えた。しかし教育長はこのことを知りながら、従来とは異なり、あえて候補日を一日に絞り込み、当方が対応できない日を重ねて聴取日として指定した。当方は千葉県教育委員会教育長が行政不服審査法によって課された意見聴取の義務をいきなり、当方の都合の良い時季を知らせたところ、この善意を当方が意見陳述を拒否した理由と位置付けるなど、反社会集団に属する者が市民に不当な因縁言いがかりをつけるかのごとき主張をたびたび繰り返している。</p>
調査委員	佐野委員 桑波田委員
調査状況	—
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.2
処理結果等	<p>(1)本事案は、行政不服審査法に規定する口頭意見陳述について、千葉県教育委員会と苦情申出人との日程調整が不当だという内容の苦情である。</p> <p>(2)本事案における口頭意見陳述は、行政不服審査法第48条において準用する第25条の規定による口頭意見陳述であり、行政不服審査法の手続きの一環として行われるものである。</p> <p>不服申立ての審査は、行政不服審査の一般法である行政不服審査法に基づいてなされるため、本事案で問題となっている口頭意見陳述の実施に関する適・不適の判断については、行政不服審査法の解釈運用に則ってなされるべきである。</p> <p>そのため、本事案の苦情は、条例に基づく実施機関の情報公開に係る事務に対する苦情というよりも、行政不服審査法に基づく審査請求事務に対する苦情というべきである。</p> <p>よって、本事案は条例第27条の2第3項本文に規定する「実施機関の情報公開に係る事務についての苦情」とは認められないため、苦情処理調査部会では取り扱わない。</p>

	(28)苦情12
申出人	A
申出日	平成29年1月20日
実施機関	病院局 (精神科医療センター)
苦情の要旨	<p>(1)千葉県病院局長の平成28年〇〇月〇〇日付けの行政文書部分開示決定処分(精医セ第七〇〇〇号)を郵送により平成28年〇〇月〇〇日に通知された。</p> <p>当該通知書では、千葉県精神科医療センター事務局医事管理課は、行政不服審査請求の審査請求先と訴訟における千葉県の代表者ととともに千葉県病院局長と教示すべきであるのに、誤って千葉県企業土地管理局長と教示した。</p> <p>(2)このことにより、法的知識に乏しい私は、審査請求書を作成するにあたってひどく困惑した。改正行政不服審査法が施行されてから、今まで何度か千葉県に審査請求したことがあったが、本件が旧行政不服審査法時代の異議申立てにより新たに特定された行政文書に係る処分であること、私にとって千葉県で行政不服審査を経て新たに特定された文書に係る初めての処分であったこと、誤教示について本件の担当課から何らの連絡・謝罪もなかったこと等から、千葉県が法的知識に乏しい者に対して如何に接しているのかを改めて思い知らされて恐ろしくなった。</p>
調査委員	末吉委員 中橋委員
調査状況	—
審議状況	H29.6.15
処理	H29.7.6
処理結果等	<p>(1)本事案は、本件決定通知書の教示の実施機関名の記載が千葉県病院局長ではなく、千葉県企業土地管理局長となっており、担当課からこの誤教示について、何らの連絡・謝罪もなかったという内容の苦情である。</p> <p>(2)通常、決定通知書の作成は行政文書開示請求管理システムにより行っており、教示における実施機関名はシステムにより自動的に記載されることになっているが、本件決定通知書は不開示決定のうちの一部を取り消して部分開示決定を行ったものであるため、当該管理システムでは教示が記載されないことから、教示をワープロなどで別途作成する必要があった。本件では、実施機関の職員が、この教示を作成する際に審査請求先等となる実施機関名を誤って記載したものである。</p> <p>ところで、教示は、処分の相手方に対し、審査請求や取消訴訟の提起に関し適切な情報を提供するために付するものであり、この教示に誤りがあったことは、権利利益の救済を目的とする行政不服審査制度の円滑な運用の観点から看過できない事態である。</p> <p>したがって、実施機関の職員は、事務処理に際して複数の職員でチェックするなど再発防止を図るべきである。</p> <p>また、送付後に誤教示を発見した場合には直ちにそれを訂正する旨などの書面を送付すべきである。</p> <p>以上のことから、実施機関は、今後、開示決定の事務はもとより、これに関連する事務について、適正な事務処理に努められたい。</p>

	(28) 苦情13
申出人	A
申出日	平成29年2月5日
実施機関	病院局 (精神科医療センター)
苦情の要旨	<p>(1) 平成27年〇月〇日に病院局長に情報公開請求をした。その開示請求に対する文書不存在による不開示決定処分に対する異議申し立てが認容されて、平成28年〇〇月〇〇日付けの行政文書部分開示決定処分により新たに対象文書が特定された。</p> <p>しかし「(開示・不開示の区分)」欄には「開示」などと記載されているのである。</p> <p>くわえて、本件開示請求時の問い合わせでは、担当課職員は、最初は対象行政文書が存在する旨を回答していたが、近くの別の職員と会話をした後で、前言を翻して、対象文書は個人の持ち物であるから情報公開の対象にはならないと回答した。</p> <p>平成27年〇月〇日に開示請求した文書が、約2年後に開示された。</p> <p>(2) 担当課職員は、異議申立てを経て特定された文書が、明らかに、職員個人の持ち物ではなく、本件開示請求の対象文書であることを認識していたにもかかわらず、あえて、ただ漫然と情報公開の対象外と判断したものであるというべきである。</p> <p>本来、平成27年〇月上旬に開示されていたはずの文書が、ゆうに1年10ヶ月余りの長きにわたって開示が著しく遅延したのである。</p>
調査委員	末吉委員 中橋委員
調査状況	—
審議状況	H29.6.15
処理	H29.7.6
処理結果等	<p>(1) 本事案は、本件開示請求に関する行政文書は、始めは存在する旨を実施機関から伝えられたのに、その後、行政文書には該当しないとして不開示決定が行われたことについての苦情である。</p> <p>(2) 条例第27条の2第3項第2号では、開示決定等について旧行政不服審査法による異議申し立てをすることができるものに係る苦情については申し出ることができない旨規定されている。</p> <p>ところで、本件苦情申出は、実施機関が、苦情申出人が開示請求した文書を漫然と情報公開の対象とならないと判断したことに対する苦情であるが、これは、要するに、実施機関が行った本件不開示決定そのものに対する苦情であると認められる。</p> <p>そうすると、本件苦情申出は、条例第27条の2第3項第2号に該当し、苦情を申し出ることはいない。</p> <p>したがって、本件苦情申出は、苦情申出をすることができないことに関する苦情申出であるから、当推進会議はこれを処理する権限を有しないものである。</p>

	(28) 苦情14
申出人	B
申出日	平成29年2月7日
実施機関	教育委員会 (教職総務課)
苦情の要旨	<p>(1)「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」(以下「要綱」という。)(第5異議申立てがあった場合の取扱い 4審査会への諮問(2)諮問までの処理期間)によれば、異議申立てを受け付けた場合「異議申立てを受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とする」と定められている。</p> <p>しかし実施機関はこの規定を無視し諮問等を行わず放置している。すみやかに諮問等を行うことを求める。</p> <p>(2)本件異議申立ては2015年〇〇月より2016年〇月の期間に実施されたものである。</p> <p>実施機関は開示請求者の開示を受ける権利保障のため、すみやかに異議申立てを処理しなければならないところ、これらの不服申立てを大量に放置している。</p> <p>この間、すみやかに諮問等を行うよう行政不服審査法に拠って2度に及んで不作為の違法の訴えを行ったが、依然として握りつぶしている。</p> <p>実施機関は2016年〇月以降に行った異議申立てないし審査請求に対しては諮問等を悉く行っており、明らかに異議申立てを握り潰している。推進会議には法律の専門家がいるので、かかる行為が違法不当であり裁量権を著しく逸脱し濫用していることについて理解し対応できるはずである。</p>
調査委員	末吉委員 中橋委員
調査状況	H29.5.17 実施機関への書面調査
審議状況	H29.6.15
処理	H29.7.6
処理結果等	<p>要綱第5の4(2)において、異議申立書を受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とすると規定されている。</p> <p>実施機関は、平成27年〇〇月から平成28年〇月までの間、苦情申出人からの異議申立てが110件あり、いずれも、異議申立ての理由の記載が不十分であるため、苦情申出人に補正を求める必要があるが、件数が多く補正の求めに時間を要し、審査会への諮問が遅れている旨説明している。</p> <p>なお、実施機関は、行政不服審査法第48条において準用する第21条の規定による「補正」を求める必要があったと説明するが、「補正」は、必要的記載事項に記載漏れがあるなど形式的不備がある場合に行うものであり、本件では、一応記載があるため、「補正」とは言えず、異議申立人の主張することについて、内容をより明確にするため、法第48条において準用する第30条の規定による「審尋」によって、理由の「補充」を求める趣旨のものと解される。</p> <p>標準的な処理期間は、上記のとおり30日であるが、異議申立てが大量になされている場合には、標準的な処理期間を徒過したとしても、直ちに不適切であるまでとは言えない。</p> <p>本件は、異議申立てが110件あり、順次、「補充」を求める必要があったというのであるから、実施機関が、標準的な処理期間内に諮問できなかつたことについて直ちに不適切であったとは認められないが、未諮問案件については、異議申立てから既に1年4か月以上経過しており、実施機関は、速やかに補充を求め、補充のあったときは直ちに諮問するよう事務処理に努められたい。</p>